

くらしの法律救急箱



第15回 不法行為による損害賠償のギモン

不法行為とはどのようなものをいうのですか。

A1

故意又は過失によって、他人の権利や利益を侵害する行為を指し、その加害者には、被害者の損害を賠償する義務を負わせるものです。故意によるもののほか、自転車事故を起こした、ペットが通行人に噛みついた、マンションで下の部屋への水漏れを発生させたなど、日常生活の多くの場面に関わる問題です。

Q1

慰謝料の額はおよそ決まっているのですか。

A3

慰謝料は、精神的苦痛による損害の賠償を指します。請求する額に法律上の基準はありませんが、同種の事例で大きくばらつきのある判断が出てしまうと不公平であるため、裁判実務では慰謝料相場に関する一定の基準があるといわれています。そして、そのような過去の裁判例を参考にすると、およそその範囲が見えてくるものと思われます。

Q3

被害を受けた人はどのような損害について賠償請求できるのですか。

Q2

「加害者の行為がなかったら、発生しなかった」というものをすべて賠償の範囲に含めると際限がなくなってしまうおそれがあるため、原則として、「そのような行為（加害行為）があれば通常生ずるであろうと認められるもの」「相当因果関係のある損害」に限定されます。そして、実際に支出した費用のほか、本来得られるべきであった利益（逸失利益）、慰謝料（精神的苦痛による損害）などが損害賠償の対象となります。

A2

不法行為による責任は、それが故意によるものか、過失によるものかを区別せずに成立します。しかし、慰謝料額の認定の場面では、行為の態様が悪質かどうかや、加害者の認識（故意か過失か）などが考慮されることも多いのです。

Q4

決してお金だけの問題ではないので、加害者に土下座などで謝罪の意思を示してもらいたい。それは可能ですか。

A4

不法行為責任は、金銭による損害賠償によって行われることとなっています。つまり、謝罪などを法的に強制することは原則としてできません。ただ、名誉毀



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

損行為に関しては、毀損された名誉を回復する必要性から、裁判所が「名誉を回復するのに適当な処分」として、いわゆる「謝罪広告」の掲載命令等を出すことがあります。

もちろん、加害者に対して謝罪文の提出や対面しての謝罪を提案することはできませんが、加害者がそれに応じない場合は、金銭によって精神的苦痛を償ってもらうほかありません。

Q5

大事にしている自動車が傷つけられました。慰謝料を請求できますか。

A5

物品が壊された場合などは、それを修理するための費用を損害とみるようになります。そして、修理が可能な場合や修理が買換代金を上回るような場合は、不法行為時の時価による賠償とされます。つまり、原則として慰謝料は請求できないということになります。ただし、物品に特別な価値があり、物品に対する賠償だけではカバーできない場合には、慰謝料を認める裁判例もあります。

Q6

被害者にも落ち度がある場合も全額賠償しなければなりませんか。

A6

加害者に不法行為責任が認められる場合であっても、被害者に一定の過失があるときは、それを考慮して損害賠償額が決定されます。損害の公平な分担を図る考え方で、これを「過失相殺」といいます。

事例の多い交通事故に関しては、場面ごとに過失相殺率が定められています。それ以外の不法行為に関しては、最終的には裁判官の判断により、過失相殺の有無や割合が定められます。

Q7

人にケガをさせてしまった場合などに、重い責任を負うことがわかりました。防衛策はありますか。

A7

不注意によるものであっても、重傷や死亡を招く事故となれば賠償額が数千万円となる可能性もあります。特に自転車事故やペットによる加害など、高額な賠償が必要となるトラブルも現実には発生しています。

このような「ちょっとした不注意」を完全に無くすることができない以上、自動車事故と同じように、リスクを保険でカバーする考え方が必要ではないでしょうか。日常生活での賠償リスクへの対処としては、各種損害保険の特約となっている「個人賠償責任保険」が挙げられます。